

## 鳥取県保育士等キャリアアップ研修の指定等に係る取扱要領

### (目的)

第1条 本要領は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「国ガイドライン」という。)に基づく保育士等キャリアアップ研修の指定及び「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」(令和元年6月24日付府子本第197号・元初幼教第8号・子保発0624第1号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長及び厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知)(以下「国通知」という。)に基づく園内研修について、必要な事項を定めるものとする。

### (研修の指定)

第2条 知事は、別表1の基準を満たす研修を、保育士等キャリアアップ研修として指定する。

- 2 市町村長もしくは保育・幼児教育団体の長は、保育士等キャリアアップ研修としての指定を希望する研修がある場合は、知事に対してその旨を申請することができる。なお、当該申請は、研修実施予定日の2か月前までに別紙様式1により行うものとする。
- 3 知事は、前項に基づく申請を審査し、別表1の基準を満たすと認めたときは、別紙様式2により通知する。
- 4 知事は、第1項及び第3項により保育士等キャリアアップ研修として指定した研修(以下「指定研修」という。)について、各市町村及び施設へ通知するとともに、ホームページで公表する。
- 5 第1項及び第3項による指定(以下「指定」という。)については、指定を行った年度のみ効力を有する。ただし、研修実施機関が指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、別紙様式2の2による指定内容更新届出書を提出することにより、当該研修に対する指定は引き続き効力を有するものとする。なお、当該届出書に記載された研修が別表1の基準を満たしていない場合、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

### (園内研修の確認)

第3条 知事は、別表2の要件を満たす保育所、地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)が企画・実施する園内における研修(以下「園内研修」という)を、保育士等キャリアアップ研修に係る園内研修として確認する。

- 2 保育所等の施設長は、保育士等キャリアアップ研修に係る園内研修としての確認を希望する研修がある場合は、知事に対して別表2の要件を満たす研修を届出することができる。なお、当該届出は、研修実施日の1か月前までに別紙様式3により行うものとする。
- 3 前項の届出をした保育所等の施設長は、保育士等キャリアアップに係る園内研修として確認された研修を実施した際には別紙様式4により報告を行うものとする。

### (研修修了の認定)

第4条 指定研修及び保育所等における園内研修を受講した者のうち、研修受講時間が15時間以上となる分野がある者については、別紙様式5により、知事に対して研修修了の認定を申請するものとする。なお、第4条第1項により確認した園内研修については、4時間以内の範囲で、申請する研修受講時間を含めることができる。

- 2 知事は、前項の申請を受け、所定の時間数の受講が認められる場合は、国ガイドラインに基づき保育士等キャリアアップ研修受講修了証を発行する。
- 3 第1項の申請にあたっては、当該研修に係る修了証、復命書またはレポート（別添様式2）を添付し、各施設長の確認を受けた上で知事に提出するものとする。

（研修修了の取消）

第5条 虚偽又は不正の事実に基づいて保育士等キャリアアップ研修受講修了証の交付を受けたと認められる場合は、知事は研修の修了を取り消し、保育士等キャリアアップ研修受講修了証の返還を求めることができる。

（その他）

第6条 その他この要領に定めるもののほか、必要な事項については知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成30年1月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年度から29年度中にすでに開催された研修に係る第2条第2項に係る申請については、同項なお書きの規定によらず、平成30年8月末まで申請できるものとする。
- 3 この要領は、平成30年5月17日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年2月24日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条第2項の規定に関わらず、令和3年度から令和4年度までに開催された園内研修及び令和5年4月から6月末日までに開催する園内研修については、令和5年6月末日までに同条第3項の報告を行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別表 1)

指定研修の認定基準

以下の基準を全て満たすこと。

区分	認定基準
研修実施者	県、県教育委員会、市町村、各保育・幼児教育団体が主催するもの
研修分野	[専門分野別研修 (6分野)] ①乳児保育 ②幼児教育 ③障がい児保育 ④食育・アレルギー対応 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥保護者支援・子育て支援 [マネジメント研修] マネジメント
研修時間	一つの研修につき同一の研修分野が休憩時間を除き、2時間以上(オンライン、オンデマンド研修は1時間以上)で開催されるもの。
研修内容	別表3のとおり

(別表 2)

保育所等における園内研修の要件

以下の要件を全て満たすこと。

区分	要件
研修実施者	保育所等の施設長が主催するもの
研修分野	[専門分野別研修 (6分野)] ①乳児保育 ②幼児教育 ③障がい児保育 ④食育・アレルギー対応 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥保護者支援・子育て支援 [マネジメント研修] マネジメント
研修の講師	・指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると県が認める者を講師として行うもの ・保育所等を設置する法人外から招聘した講師が研修を行うもの
研修時間	一つの研修分野について、休憩時間を除き2時間以上で開催されるもの
研修内容	別表3のとおり

(別表3)

## 専門分野別研修及びマネジメント研修の内容

区分	分野	ねらい	内容	具体的な研修内容(例)
専門分野別研修	乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳児保育の意義</li> <li>○乳児保育の環境</li> <li>○乳児への適切な関わり</li> <li>○乳児の発達に応じた保育内容</li> <li>○乳児保育の指導計画、記録及び評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児保育の役割と機能</li> <li>乳児保育の現状と課題</li> <li>乳児保育における安全な環境</li> <li>乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境</li> <li>他職種との協働</li> <li>乳児保育における配慮事項</li> <li>乳児保育における保育者の関わり</li> <li>乳児保育における生活習慣の援助や関わり</li> <li>保育所保育指針について</li> <li>乳児の発達と保育内容</li> <li>1歳以上3歳未満児の発達と保育内容</li> <li>全体的な計画に基づく指導計画の作成</li> <li>観察を通しての記録及び評価</li> <li>評価の理解及び取組</li> </ul>
	幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児教育の意義</li> <li>○幼児教育の環境</li> <li>○幼児の発達に応じた保育内容</li> <li>○幼児教育の指導計画、記録及び評価</li> <li>○小学校との接続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児教育の役割と機能</li> <li>幼児教育の現状と課題</li> <li>幼児教育と児童福祉の関連性</li> <li>幼児期にふさわしい生活</li> <li>遊びを通しての総合的な指導</li> <li>一人一人の発達の特性に応じた指導</li> <li>他職種との協働</li> <li>保育所保育指針について</li> <li>資質と能力を育むための保育内容</li> <li>個々の子どもの発達の状況に応じた幼児教育</li> <li>全体的な計画に基づく指導計画の作成</li> <li>観察を通しての記録及び評価</li> <li>評価の理解及び取組</li> <li>小学校教育との接続</li> <li>アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの理解</li> <li>保育所児童保育要録</li> </ul>

区分	分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
専門分野別研修	障がい児保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児保育に関する理解を深め、適切な障がい児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障がい児保育を行う力を養い、他の保育士等に障がい児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいの理解</li> <li>○障がい児保育の環境</li> <li>○障がい児の発達の援助</li> <li>○家庭及び関係機関との連携</li> <li>○障がい児保育の指導計画、記録及び評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある子どもの理解</li> <li>医療的ケア児の理解</li> <li>合理的配慮に関する理解</li> <li>障がい児保育に関する現状と課題</li> <li>障がい児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境</li> <li>障がいのある子どもと保育者との関わり</li> <li>障がいのある子どもと他の子どもとの関わり</li> <li>他職種との協働</li> <li>障がいのある子どもの発達と援助</li> <li>保護者や家族に対する理解と支援</li> <li>地域の専門機関等との連携及び個別の支援計画の作成</li> <li>小学校等との連携</li> <li>全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録</li> <li>個別指導計画作成の留意点</li> <li>障がい児保育の評価</li> </ul>
	食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。</li> <li>アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。</li> <li>他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栄養に関する基礎知識</li> <li>○食育計画の作成と活用</li> <li>○アレルギー疾患の理解</li> <li>○保育所における食事の提供ガイドライン</li> <li>○保育所におけるアレルギー対応ガイドライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能</li> <li>食事摂取基準と献立作成・調理の基本</li> <li>衛生管理の理解と対応</li> <li>食育の理解と計画及び評価</li> <li>食育のための環境（他職種との協働等）</li> <li>食生活指導及び食を通じた保護者への支援</li> <li>第三次食育推進基本計画</li> <li>アレルギー疾患の理解</li> <li>食物アレルギーのある子どもへの対応</li> <li>保育所における食事の提供ガイドラインの理解</li> <li>食事の提供における質の向上</li> <li>保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解</li> <li>アナフィラキシーショック（エピペンの使用方法を含む。）の理解と対応</li> </ul>

区分	分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
専門分野別研修	保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。</li> <li>・ 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。</li> <li>・ 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健計画の作成と活用</li> <li>○事故防止及び健康安全管理</li> <li>○保育所における感染症対策ガイドライン</li> <li>○保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン</li> <li>○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成</li> <li>・ 保健活動の記録と評価</li> <li>・ 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応（慢性疾患等）</li> <li>・ 事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組</li> <li>・ 体調不良や傷害が発生した場合の対応</li> <li>・ 救急処置及び救急蘇生法の習得</li> <li>・ 災害への備えと危機管理</li> <li>・ 他職種との協働</li> <li>・ 保育所における感染症対策ガイドラインの理解</li> <li>・ 保育所における感染症の対策と登園時の対応</li> <li>・ 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解</li> <li>・ 保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応</li> <li>・ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解</li> <li>・ 安全な環境づくりと安全の確認方法</li> </ul>
	保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者支援・子育て支援の意義</li> <li>○保護者に対する相談援助</li> <li>○地域における子育て支援</li> <li>○虐待予防</li> <li>○関係機関との連携、地域資源の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者支援・子育て支援の役割と機能</li> <li>・ 保護者支援・子育て支援の現状と課題</li> <li>・ 保育所の特性を活かした支援</li> <li>・ 保護者の養育力の向上につながる支援</li> <li>・ 保護者に対する相談援助の方法と技術</li> <li>・ 保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価</li> <li>・ 社会資源</li> <li>・ 地域の子育て家庭への支援</li> <li>・ 保護者支援における面接技法</li> <li>・ 虐待の予防と対応等</li> <li>・ 虐待の事例分析</li> <li>・ 保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携</li> <li>・ 保護者支援・子育て支援における地域資源の活用</li> <li>・ 「子どもの貧困」に関する対応</li> </ul>

区分	分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
マネジメント研修	マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マネジメントの理解</li> <li>○リーダーシップ</li> <li>○組織目標の設定</li> <li>○人材育成</li> <li>○働きやすい環境づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織マネジメントの理解</li> <li>保育所におけるマネジメントの現状と課題</li> <li>関係法令、制度及び保育指針等についての理解</li> <li>他専門機関との連携・協働</li> <li>保育所におけるリーダーシップの理解</li> <li>職員への助言・指導</li> <li>他職種との協働</li> <li>組織における課題の抽出及び解決策の検討</li> <li>組織目標の設定と進捗管理</li> <li>職員の資質向上</li> <li>施設内研修の考え方と実践</li> <li>保育実習への対応</li> <li>雇用管理</li> <li>ICTの活用</li> <li>職員のメンタルヘルス対策</li> </ul>

※ 「具体的な研修内容（例）」については、「内容」欄の研修事項として考えられる具体的な例であり、研修事項に即した内容であれば、これに限定されるものではない。